

議案第57号

大田原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

大田原市福祉事務所設置条例（昭和29年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。